

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和 6年 6月 7日

住 所 群馬県高崎市倉賀野町 2642番地

氏 名 株式会社関口フレーム
代表取締役 小林文一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

高崎市長

富岡 賢治



許可の年月日	平成 21年 8月 28日	許可番号	高崎市第051-0号
施設の種類及び 処理する産業 廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に 石綿含有産業廃棄 物、水銀使用製品産 業廃棄物又は水銀含 有ばいじん等が含ま れる場合は、その旨 を含む。)	<p>施設の種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第4号で定める廃油の油水分離施設</p> <p>処理する産業廃棄物の種類 廃油 (以上1種類)</p>		
設 置 場 所	群馬県高崎市倉賀野町 2642番		
処 理 能 力	廃油 [19.2t/日]		
許 可 の 条 件	なし		
規則第11条第8項の 規定による許可証の 提出の有無	なし		
留 意 事 項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和 6年 6月 7日

住 所 群馬県高崎市倉賀野町2642番地

氏 名 株式会社関口フレーム
代表取締役 小林文一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

高崎市長

富岡 賢治



許可の年月日	平成 21年 8月 28日	許可番号	高崎市第049-0号
施設の種類及び 処理する産業 廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に 石綿含有産業廃棄 物、水銀使用製品產 業廃棄物又は水銀含 有ばいじん等が含ま れる場合は、その旨 を含む。)	<p>施設の種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号で定める汚泥の脱水施設</p> <p>処理する産業廃棄物の種類 汚泥（以上1種類）</p>		
設 置 場 所	群馬県高崎市倉賀野町2642番		
処 理 能 力	汚泥 [21.8m³/日]		
許 可 の 条 件	なし		
規則第11条第8項の 規定による許可証の 提出の有無	なし		
留 意 事 項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和 6年 6月 7日

住 所 群馬県高崎市倉賀野町2642番地

氏 名 株式会社関口フレーム
代表取締役 小林文一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

高崎市長

富岡 賢治



許可の年月日	平成 21年 8月 28日	許可番号	高崎市第050-0号
施設の種類及び 処理する産業 廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に 石綿含有産業廃棄 物、水銀使用製品产 業廃棄物又は水銀含 有ばいじん等が含ま れる場合は、その旨 を含む。)	<p>施設の種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第7号で定める廃プラスチック類の破碎施設及び同条第8号の2で定める木くずの破碎施設</p> <p>処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、木くず（以上2種類）</p>		
設 置 場 所	群馬県高崎市倉賀野町2642番		
処 理 能 力	廃プラスチック類 [5.7t/日]、木くず [5.7t/日]		
許 可 の 条 件	なし		
規則第11条第8項の 規定による許可証の 提出の有無	なし		
留 意 事 項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		